

法とこころをつなぐ

少年や家庭の問題を解決するために…

家庭裁判所は、少年非行や家庭に関する紛争を扱います。

非行少年の立ち直りや、家庭の問題解決のためには、少年や家族一人一人の心理や人間関係、生活環境などのきめ細かい考慮が欠かせません。

そのために

家庭裁判所には、心理学、社会学、社会福祉学、教育学などの専門的な知識や技法を持った**家庭裁判所調査官（家裁調査官）**が置かれています。家裁調査官は、少年や家族と関わる中で、問題の原因を明らかにし、将来を見据えて更生や解決に向けた意見を示したり、働き掛けを行ったりするなど、家庭裁判所の中で重要な役割を果たしています。



少年の立ち直りに向けて

少年事件での活動



家裁調査官は、非行のあった少年の性格、日頃の行動、生い立ち、取り巻く環境などについて調査をして、どうして非行を起してしまったのか、これからどうすれば立ち直ることができるのかを考えます。少年や保護者と直接会って、その言葉に耳を傾け、必要な場合には、心理テストをしたり、少年の家庭や学校を訪問したりして、多角的な視点から情報を集めます。これらを分析して、結果を裁判官に伝えます。

また、非行を繰り返すことのないように、被害を考えさせたり、社会奉仕活動に参加させたりするなど、教育的な働き掛けを様々な方法で行っています。



家族関係の再構築に向けて

家事事件での活動



家裁調査官は、離婚や子どもをめぐる争いで解決を求めている方や、両親の争いのはざまに置かれている子どもと会って、その言葉や心情に耳を傾けたり、必要に応じて家庭訪問をしたりして、生活等の状況や意向を把握します。

その上で、子どもの幸せを最優先にした適切な解決の方法を考え、裁判官に報告するとともに、両親にも子どもの思いを伝えたり、助言したりします。

家族関係の再構築に向けて、親や子どもが新たな一歩を踏み出すための一助となることを願って取り組んでいます。



親子交流場면을観察する様子



家裁調査官になるには…

「裁判所職員採用総合職試験（家庭裁判所調査官補）」を受ける必要があります。試験に合格し、「家庭裁判所調査官補」として家庭裁判所に採用されると、全員が裁判所職員総合研修所に入所します。約2年間の養成期間に家裁調査官になるための専門的な知識や技法を学び、その間には、採用された家庭裁判所で約1年間、実際の事件を通じた修習も行います。

養成期間を終えて家裁調査官となった後も、職場での指導や訓練に加え、様々な充実した研修が実施されています。



裁判所職員総合研修所

家裁調査官は、

人生の重要な局面に

立会い、解決に導く、

高度な専門性を持つ

「プロフェッショナル」

です！！

もっと
詳しく知りたい
方はぜひこちらへ



<http://www.courts.go.jp/saiyo/index2.html>